

卒業の認定に関する方針

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

○ 卒業の認定に関する基本方針 (ディプロマ・ポリシー)

以下の能力を身に着け、諸定の授業時間を履修した生徒について卒業の認定とする。

1. 関連法規、関係省令に基づいた必要な知識及び技能を修得した者
2. 社会人としての教養と近代的な感覚を会得させ地域保健衛生の担い手となる力を有したもの

(卒業の要件)

卒業の認定は、履修簿・学習成績簿・出欠席の状況等の記録に基づいて認定会議を行い、校長がこれを認定する。

※学科及び実技試験において理容科、美容科は国家試験合格基準に準ずる。

ビューティビジネス科は資格認定試験合格基準に準ずる

(卒業認定手順)

1. 認定基準を満たしているかを判断基準とし、諸条件を踏まえ適切に判断する。期末試験、欠席日数の基準を満たしているかを判断基準とする。
2. ビューティビジネス科の卒業見込みに関しては1学期に認定会議を開き決定する。
3. 理容科、美容科の卒業見込みに関しては2学期に認定会議を開き決定する。
4. 進級・卒業に関しては、3学期末に職員による認定会議を開き決定する。

・卒業の認定に関する方針や学生の習得単位を踏まえ、卒業を認定している。